

(平成21年5月13日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年12月及び53年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年12月  
② 昭和53年10月

社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、申立期間①及び②について未納との回答を得た。

申立期間①については、同居していた父がA町（現在は、B市）役場で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれたはずであり、申立期間②については、C市に転居後、自分で保険料を納付しており、未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、20歳になった昭和50年12月に、その父が申立人の国民年金の加入手続を行い、同居していた家族3人（申立人の父、母、及び申立人）の保険料をまとめて納付していたとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人は、昭和50年12月11日に国民年金の資格を取得し、A町に在住していた期間のうち、申立期間①を除き国民年金保険料をすべて納付しており、同居していた申立人の両親は、36年4月に国民年金に加入後、保険料を完納していることから、申立期間①について、申立人のみが未納となっているのは不自然である。

また、申立期間②について、申立人は、C市に転居後、自分で国民年金保険料を納付したとしている。

申立人は、C市に転居後、申立期間②を除き、国民年金保険料をすべて

納付しており、厚生年金保険、国民年金及び地方公務員等共済組合の切替手続も適切に行っており、保険料を納付する意欲が高いものと認められることから、申立期間②のみが未納となっているのは不自然である。

なお、申立期間①及び②は、それぞれ1か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和34年3月25日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、36年11月10日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和34年3月から36年9月までの標準報酬月額は6,000円、同年10月の標準報酬月額は7,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月ごろから35年3月31日まで  
昭和33年10月ごろから35年3月31日まで、A社で勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和34年7月に盲腸の手術をした際、健康保険証を使用した記憶があるので、厚生年金保険の加入記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の一部を含む昭和34年3月25日から36年11月10日までの期間については、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日で、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できたことから、申立人が34年3月25日から36年11月10日までの期間は、A社の関連会社であるB社の厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

なお、標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保険者記録から、昭和34年3月から36年9月までの標準報酬月額が6,000円、同年10月の標準報酬月額は7,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、未統合の厚生年金保険の加入記録が確認できなかった昭和33年10月ごろから34年3月24日までについては、申立人は、C高等学校（現在は、D高等学校）を中退した後、E市F区にあったA

社に勤務したと主張している。

しかし、D高等学校に申立人の在籍期間を照会したところ、昭和 33 年 4 月 5 日から 34 年 3 月 15 日までの在籍が確認できることから、申立人は、当該期間について、A社に勤務し、同社の厚生年金保険の被保険者となっていたとは考え難い。

また、申立人が名前を挙げた同僚は、当該事業所において被保険者資格を取得しておらず、当該期間について申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、当該期間に係る給与明細書等の資料は無く、上記 2 社も既に全喪しており、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から同年 9 月まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について未加入との回答を得た。結婚後の昭和 50 年 5 月ごろに A 市 B 区役所から納付書が送付されたので、同年 4 月からの国民年金保険料を夫の分も併せて納付した。以降、区役所に夫婦二人分の国民保険料を持参し、納付してきたはずであり、夫が納付済みとなっているのに自分が未加入となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が保有する国民年金手帳は申立期間を経過した後の昭和 51 年 5 月 18 日に発行されており、資格取得日は同年 4 月 1 日となっている上、この手帳の記号番号が払い出されたのは、同年 5 月 26 日以降であり、50 年 5 月ごろ納付書が発行されるとは考え難い。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人の夫が国民年金に加入したのは昭和 50 年 10 月 1 日であり、申立期間においては、同年 7 月 1 日から 9 月 21 日までの厚生年金保険への加入記録があるのみで、国民年金に加入していた形跡は無く、区役所で夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとする申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人は、申立期間について国民年金の加入手続の記憶が曖昧であるほか、現在保有する国民年金手帳のほかに手帳を受け取った記憶は無いとしているなど、ほかに申立期間に保険料を納付したことを裏付ける周辺事情等はみられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に

判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月及び同年10月

社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、申立期間について未加入との回答を得た。父が入院したためA市からB村（現在は、C市）に転居した昭和51年9月に、母が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれたはずであり、未加入となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年9月にA市からB村に転居した際に母が国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の住民票は、49年5月27日から51年10月28日まで、A市にあったことが確認できることから、51年9月にB村で国民年金の加入手続をすることはできない。

また、資格取得日は、社会保険庁の記録、C市が保管する国民年金被保険者名簿、国民年金保険料集金名簿とも昭和51年11月2日となっており、申立期間は未加入となっている。

さらに、申立人は、A市で国民年金の加入手続をした記憶は無いとしているほか、同市を管轄するD社会保険事務所に確認したところ、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることは確認できなかった。

加えて、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、加入手続等を行ったとする申立人の母は既に死亡しており、申立期間について保険料を納付したことを裏付ける関連資料等はない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年10月から45年3月まで  
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間が未納との回答を得た。20歳になった時に、母から国民年金の加入手続を行ったと聞いており、申立期間について未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保有する国民年金手帳は、昭和45年7月2日にA市B区から発行されており、申立期間当時は国民年金に未加入であったと考えられる上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無い。

また、申立人は昭和40年ごろから47年ごろまで継続してB区に居住していたとしているが、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情もみられない。

なお、申立人は、その母が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたはずであると主張しており、申立人自身は、国民年金の加入手続、保険料納付に関与しておらず、母は既に死亡していることから、申立期間当時の納付状況は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 9 月 28 日から 56 年 5 月 31 日まで  
社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。

同社においては、経理を担当し、社会保険に関する手続等はすべて自分で行っており、厚生年金保険料についても給与から控除されていたはずなので、未加入となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人がA社に昭和 44 年 9 月 1 日から 56 年 6 月 20 日まで勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所が保管する申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、資格喪失した際に保険証を返納した旨の記載（昭和 55 年 11 月 1 日返納）がなされているほか、昭和 55 年 11 月 1 日付けで夫の健康保険の被扶養者となっていることが確認できる。

また、同社が加入していたB厚生年金基金の記録においても、申立人は厚生年金保険の被保険者記録と同様に昭和 55 年 9 月 28 日に資格喪失している。

さらに、申立期間において同社に勤務していた同僚からは、申立期間における申立人の厚生年金保険料控除について具体的な供述を得ることはできなかった。

なお、申立人には給与明細書等の資料は無く、事業所も昭和 56 年 5 月 31 日に全喪しており、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。